

令和3年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和3年9月28日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第78号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第3	議案 第79号	飛騨市過疎地域持続的発展計画について
第4	議案 第80号	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第81号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
第6	議案 第82号	飛騨市心身障害者小規模授産施設条例を廃止する条例について
第7	議案 第83号	飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例について
第8	議案 第84号	字区域の変更について(河合町角川Ⅶ・Ⅷ地区)
第9	議案 第85号	字区域の変更について(河合町新名Ⅰ地区)
第10	議案 第86号	字区域の変更について(神岡町西Ⅵ地区)
第11	議案 第87号	令和3年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第12	議案 第88号	令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第13	議案 第89号	令和3年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第14	議案 第90号	令和3年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第15	議案 第91号	令和3年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第16	議案 第92号	令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第17	認定 第1号	令和2年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定 第2号	令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定 第3号	令和2年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定 第4号	令和2年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和3年9月28日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	認定 第5号	令和2年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第6号	令和2年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定 第7号	令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定 第8号	令和2年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定 第9号	令和2年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定 第10号	令和2年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定 第11号	令和2年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定 第12号	令和2年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定 第13号	令和2年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第30	認定 第14号	令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第31	意見 第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

○出席議員（13名）

1番	小笠原	美保子
2番	水上	雅廣
3番	谷口	敬信
4番	上ヶ吹	豊孝
5番	井端	浩二
6番	澤	史朗
7番	住田	清美
8番	徳島	純次
9番	前川	文博
10番	野村	勝憲
11番	籠山	恵美子
12番	高原	邦子
13番	葛谷	寛徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
教育長	沖 畑	康 子
総務部長	泉 原	利 匡

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田	浩 和
書記	梶 村	敦 子

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案 第78号 山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第3 議案 第79号 飛騨市過疎地域持続的発展計画について
- 第4 議案 第80号 商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案 第81号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第6 議案 第82号 飛騨市心身障害者小規模授産施設条例を廃止する条例について
- 第7 議案 第83号 飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例について
- 第8 議案 第84号 字区域の変更について(河合町角川Ⅶ・Ⅷ地区)
- 第9 議案 第85号 字区域の変更について(河合町新名Ⅰ地区)
- 第10 議案 第86号 字区域の変更について(神岡町西Ⅵ地区)
- 第11 議案 第87号 令和3年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
- 第12 議案 第88号 令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
- 第13 議案 第89号 令和3年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
- 第14 議案 第90号 令和3年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
- 第15 議案 第91号 令和3年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
- 第16 議案 第92号 令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
- 第17 認定 第1号 令和2年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定 第2号 令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定 第3号 令和2年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定 第4号 令和2年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定 第5号 令和2年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定 第6号 令和2年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-----|---------|--------------------------------------|
| 第23 | 認定 第7号 | 令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第24 | 認定 第8号 | 令和2年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第25 | 認定 第9号 | 令和2年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第26 | 認定 第10号 | 令和2年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第27 | 認定 第11号 | 令和2年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第28 | 認定 第12号 | 令和2年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第29 | 認定 第13号 | 令和2年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 第30 | 認定 第14号 | 令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について |
| 第31 | 意見 第1号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 |

◆開議

◎議長（澤史朗）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により3番、谷口議員、4番、上ヶ吹議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第78号 山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから

日程第7 議案第83号 飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例について

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第78号、山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから、日程第7、議案第83号飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例についてまでの6案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら6案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

徳島総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 徳島純次 登壇〕

●総務常任委員長（徳島純次）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案78号～議案83号までの合計6案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告いたします。

さる9月16日、午前10時より委員会室について審査を行いました。はじめに議案第78号について申し上げます。本案は山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に伴い辺地対策事業債の予定額の範囲を超える変更を要するため、議会の議決を求めるものです。具体的な変更として、林道の和佐保線の法面工事。次に補助対象となる雪寒指定道路以外を除雪するために、市単独で除雪機を購入するものです。

質疑の内容についてご報告いたします。山之村地域では雪寒道路以外の道路が存在するののかとの質疑があり、森茂線と東森茂線の2路線以外は全て通常路線であるとの回答でした。

また、辺地債による借入れの場合、国はどれくらいの対応をしてくれるのかとの質疑があり、借入額の80%が地方交付税として措置されるとの答弁でした。

次に議案第79号について申し上げます。本案は、令和3年4月から施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき過疎債をはじめとする財政措置を有効に活用しながら、過疎地域の振興を図るための計画として、飛騨市総合政策指針を再編集して、飛騨市過疎

地域持続的発展計画として策定し、議会の議決を求めるものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。この計画についても従来どおりローリングして、計画以外の事業ができたときに組み込める仕組みがあるのかとの質疑があり、まだ、詳細に国から来ていないが、基本的には毎年ローリングをかけて更新していく予定であるとの答弁でした。

次に議案第80号について申し上げます。本案は議案第79号によって、飛騨市過疎地域持続的発展計画が策定されたことを必須とし、その計画に記載された市内全域となる産業促進区域内の製造業や旅館業等事業者が取得した設備に対する固定資産税の特例を定めること。また、特例により課税免除された固定資産税に対する減収補填措置の特例の適用を受けるための条例改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。この条例の施行日が令和3年4月1日となっているが、現在までに対象の事業者はあったのかとの質疑があり、この条例が施行される以前に、新たに設備を導入された事業者は旧条例により3年間の優遇措置がされる。令和3年4月1日以降に取得された分については、令和4年1月1日を基準日として、令和4年度に課税されるものを対象としているため、今のところ把握できないとの答弁でした。

次に議案81号について申し上げます。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正とデジタル庁設置法が改正されたことに伴う条例改正です。この法律の改正に伴い3つの条例が改正されました。

1つ目は飛騨市個人情報保護条例による個人情報の保護。2つ目は飛騨市手数料徴収条例による個人番号カードの再交付手続き手数料の取り扱い。3つ目は飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例による情報提供記録の訂正の通知先が改正されたものです。この条例に関する質疑はありませんでした。

次に議案第82号について申し上げます。本案は合併前の神岡町において設置された心身障がい者小規模授産施設「飛騨市福祉作業所こぶしの家」の利用者が少なく老朽化もし、その他の用途にも利用が見込めない状況にあること。加えて、市内にある5つの障がい者就労継続支援施設によって、障がいのある方の社会参加、自立、就労の訓練が代替できていることから、施設の必要性がなく、当該施設を廃止する条例であります。

質疑の内容についてご報告いたします。施設の解体費用が示してあるが、いつごろをめどに進められるのか。隣は公園だと思いが、拡張という考えはあるのかとの質疑があり、職員による利活用検討会を行ったが利活用の見込みがなかった。解体や公園の拡張についてはこれから検討していくとの答弁でした。

また、資金的な問題はあるが公共施設が空になり、防犯、防災上の問題にならないかとの質疑があり、そのようなことにならないよう議決後に検討していきたいとの答弁でした。

次に議案第83号について申し上げます。本案は市民の福祉活動の支援や地域福祉の増進を図る目的で、飛騨市山田地域福祉センターが設置されましたが、令和2年度に飛騨市多機能型障がい者支援センターが新設され、山田地域福祉センターの機能が継承されました。

これを受け、山田地域福祉センターを他の目的で使用するため、行政財産から普通財産へ用途変更し、活用するための当該センターを廃止する条例であります。質疑の内容についてご報告いたします。地元から何かに使いたいという要望はなかったのかとの質疑があり、飛騨市多機能型

障がい支援センターをつくるための地元との話合いの中で、旧山田保育園の活用の希望をあわせて聞いたが、活用することはないとの回答であったとの答弁でした。

また、廃止に伴い、10月から神岡町の西で就労準備支援事業を行っている団体へ普通財産として賃貸したいとの答弁でした。

当委員会に付託されましたこれら6案件について、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして、報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審議の報告を終わります。

〔総務常任委員長 徳島純次 降壇〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（澤史朗）

これより討論に入りますが、議案第78号～議案第83号までの6案件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第78号～議案第83号までの6案件について委員長の報告は可決であります。これら6案件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よって、これら6案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第8 議案第84号 区域の変更について河合町角川Ⅶ、Ⅷ地区から

日程第10 議案第86号 字区域の変更について神岡町西Ⅵ地区

◎議長（澤史朗）

日程第8、議案第84号、字区域の変更について河合町角川Ⅶ、Ⅷ地区から日程第10、議案第86号、字区域の変更について神岡町、西Ⅵ地区までの3案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら3案件については産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 籠山恵美子 登壇〕

●産業常任委員長（籠山恵美子）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第84号から議案第86号までの合計3案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告をいたします。

さる9月16日、午後1時より委員会室において審査を行いました。付託された案件については3案件とも地籍調査結果に基づき、字区域を変更しようとするものであります。河合町角川Ⅶ、Ⅷ地区では、1つの字から2つの字へ3筆が変更となり、河合町新名Ⅰ地区では1つの字か

ら1つの字へ1筆が変更となりました。また、神岡町西VI地区では3つの字から1つの字へ、23筆が変更になりました。

なお、変更の理由としては字区域の境界線が地形に即していない、あるいは明確でないなどにより、今後の土地管理及び利用を円滑に行えるよう今回の地籍調査を基に境界を整理するものであります。質疑については、3案件ともございませんでした。当委員会に付託されました3案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 籠山恵美子 降壇〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（澤史朗）

これより討論に入りますが、議案第84号～議案第86号までの3案件については討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第84号～議案第86号までの3案件について委員長の報告は可決であります。これら3案件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、これら3案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第11 議案第87号 令和3年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）
から

日程第16 議案第92号 令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算
（補正第1号）

◎議長（澤史朗）

日程第11、議案第87号、令和3年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）～日程第16、議案第92号、令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）までの6案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら6案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条、第3項の規定により委員長報告は省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。

◎議長（澤史朗）

これより討論に入りますが、これら6案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括採決をいたします。

議案第87号～議案第92号までの6案件については、いずれも委員長報告は原案のとおり可決すべきものであります。よってこれら6案件について委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、議案第87号～議案第92号までの6案件は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第17 認定第1号 令和2年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
から

日程第30 認定第14号 令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定
について

◎議長（澤史朗）

日程第17、認定第1号、令和2年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第30、認定第14号、令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの14案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら14案件につきましては決算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおりであります。決算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会でありましたので、会議規則第39条、第3項の規定により委員長報告は省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、これら14案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。

◎議長（澤史朗）

はじめに、認定第1号～認定第12号までの12案件について一括して採決いたします。認定第1号、令和2年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第12号、令和2年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの12案件に対する委員長の報告は認定であります。これら12案件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、これら12案件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（澤史朗）

次に、認定第13号、令和2年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定

についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、利益剰余金の処分については原案のとおり可決し、決算については認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(澤史朗)

ご異議なしと認めます。よって、認定第13号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

◎議長(澤史朗)

次に認定第14号、令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(澤史朗)

ご異議なしと認めます。よって、認定第14号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◆日程第31 意見第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

◎議長(澤史朗)

日程第31、意見第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。本案について説明を求めます。

[総務常任委員長 徳島純次 登壇]

●総務常任委員長(徳島純次)

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症のまん延により地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体ではコロナ禍への対応はもとより、地域の防災、減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療、介護、子育てを初めとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。その財源確保のため地方税制の充実確保が強く望まれる。よって、国において令和4年度地方税制改正に向け下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において令和3年度、地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関連経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋、償却資産を含め断じて行わないこと。生産性改革の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は本来、国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度、税制改正において、土地に係る固定資産税について講じた課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度、税制改正に応じ講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方贈与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年9月28日提出。飛騨市議会提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣。

〔総務常任委員長 徳島純次 降壇〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（澤史朗）

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見第1号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、意見第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、意見第1号は原案のとおり決定されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで、市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

△市長（都竹淳也）

おはようございます。9月6日に開会いたしました定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。今議会は23日間でしたが、一般会計特別会計の補正予算、条例の改廃、令和2年度決算の認定等、多数の案件につきまして慎重かつ活発なご審議を賜り、全ての議案につきまして可決認定のご決定をいただきました。誠にありがとうございました。

本会議並びに各委員会を通じて、議員の皆様方からいただきました数々のご指摘やご意見につきましては、これまで同様にしっかりと受け止めさせていただきまして、今後の市政運営に生か

してまいります。

新型コロナウイルスにつきましては、全国的に第5波の感染が終息しつつございまして、本日開催の政府の対策本部において、岐阜県を含む19都道府県に発令されている緊急事態宣言と、8県に出されているまん延防止等重点措置の解除の決定がされる見込みとなっております。

また、県におきましては本日、午後、対策本部会議が行われまして、岐阜市など県南部の7市を除き、今月末をもって飲食店等への時短要請を解除し、公共施設の閉鎖等の要請も終了する旨を決定する見通しとなっております。飛騨市におきましては9月18日以降、新規感染者は発生しておらず、ワクチンの接種も県内21市の中で最速かつ最高の率で進んでおり、1回目接種済み者は対象者の90.7%に達し、来週末にはほぼ全ての希望者の方が2回の接種を終えられる見込みとなっております。これを受け市におきましては苦境にある事業者に向けた経済支援策等速やかに実施に移すとともに、検査体制のさらなる拡充を図っていきたくと考えており、近日中にも議会にご相談をさせていただきたいと考えております。

一方で、無症状あるいはごく軽症のブレイクスルー感染が全国的に増えており、10代以下の子供の感染も増加するなど、これまでとは異なった感染状況となっていることも踏まえ、第6波の到来を阻止すべく引き続き基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけてまいります。

また、ワクチンの3回目接種の方針につきまして、先日、国からの説明がございまして、年内には準備に入る必要が出てきておりますので、詳細につきましての情報の入手に努めつつ、医師会等関係者との調整を進めてまいります。

以上をもちまして閉会のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

◎議長（澤史朗）

以上で市長の発言を終わります。閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。コロナ禍の議会でありましたが、一般質問では活発な議論が交わされ、また、決算特別委員会については慎重な審議がされ、中身の濃い23日間だと感じております。今月いっぱい緊急事態宣言は解除されるようですが、引き続き気を緩めないような慎重な行動をしながら少しずつ日常が戻ることを望んでおります。議員の皆様、そして執行部の皆様のご協力、滞りなく議会運営ができたことに感謝申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（澤史朗）

それでは、本日の会議を閉じ、9月6日から23日間にわたりました。令和3年、第3回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前10時31分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤史朗

飛騨市議会議員（3番） 谷口敬信

飛騨市議会議員（4番） 上ヶ吹豊孝